

# 八丈町農業委員会

## 第1回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

平成29年4月25日(火)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：平成28年4月25日(月) 15:00～16:50

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	7	菊池 家司
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	8	沖山 宗春
委員	1	磯崎 正	〃	9	青木 保憲
〃	2	伊勢崎 武二			
〃	3	浅沼 寛			
〃	4	浅沼 博之			
〃	6	菊池 寛			

4. 農業委員欠席：4名、5番 菊池 國仁委員、11番 菊池 勝男委員、10番 浅沼 大二郎委員、  
12番 奥山 完己委員

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	2	大澤 正雄	委員	6	笹本 守彦
〃	3	浅沼 隆章	〃	7	加藤 純生
〃	4	浅沼 孝教			
〃	5	菊池 睦男			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名、1番 奥山 利平推進委員

7. 会議録署名委員の指名：1番 磯崎 正委員、2番 伊勢崎 武二委員

8. 議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
- 5) 議案第3号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 6) 議案第4号 平成29年度八丈町農業委員会活動目標の決定について

9. 出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、主査 佐々木 恒

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者

- 1) 八丈支庁産業課 課長 倉嶋 崇嗣
- 2) 八丈支庁産業課農務担当 課長代理 上原 由史
- 3) 八丈支庁産業課農務担当 主事 中野 真弓
- 4) 島しょ農林水産総合センター八丈事業所所長 前田 洋志
- 5) 島しょ農林水産総合センター八丈事業所主任改良普及員 菊池 豊
- 6) 島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 松浦 里江

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第1回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員ですが1番、2番お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
事務局説明願います。

主査 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

平成29年4月25日提出

八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

- ・番号1・農地の所在、大字番地●●●・登記・現況、畑
- ・農振区分、農振外・面積、1078㎡・権利種別、3条有償移転
- ・譲渡人、名前●●●● 譲渡人は島外に住んでおり、自身で耕作できないため農地を譲受人に売り渡す。
- ・譲受人、名前●●●● 譲受人は申請地を購入し、農地として有効利用する。
- ・作付予定作物、ロベレニー
- ・番号2・農地の所在、大字番地●●●・登記・現況、畑

- ・農振区分、農振外・面積、1600 m<sup>2</sup>・権利種別、3条有償移転
- ・譲渡人、名前●●●● 譲渡人は高齢による経営規模縮小のため、農地を譲受人に売り渡す。
- ・譲受人、名前●●●● 譲受人は申請地を購入し、農地として有効利用する。
- ・作付予定作物、ロベレニー

続きまして申請地の説明に移ってまいります。

番号1農地につきましては

2ページ目に縮小図3ページの位置図をご確認ください。

【番号1申請地説明】

番号2農地につきましては

4ページ目に縮小図5ページの位置図をご覧ください。

【番号2申請地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の譲受人●●●●さんについては、従前他の職種にてご活躍されておられた方ですが、体調を崩され、その事業を引退し、今後は妻と2人農業に職種を切り替え、生計を立てていきたいとのことで、新規就農者としての就農計画を伺っております。

全部効率利用に関しましては、作付予定作物のロベレニーを共撰にて出荷する方向で考えており、農業経営のノウハウも先輩農家の方々から学び、全部効率利用を図っていきたいとの意向です。また効率利用に係わってくる常時従事の要件につきましては夫婦ともに年間就農日数200日での計画となっております。

下限面積については、経営面積として今回取得予定の面積含め12.5アールとなり、1アールを超えているため問題ありません。今回まとまった農地を取得出来れば、新規就農者として事業の展開、尚且つ夫婦で無理の無い経営拡大をしていきたいとの意向です。

地域との調和については、周囲の方と話をし、調和した農業をやっていきたいということです。

番号2の譲受人●●●●さんについては、これまで●●地域農業者のロベ出荷を手伝ってこられ、培ってこられたノウハウにて本格的な農業経営に乗り出したいとの意向があり、今回まとまった農地の取得を考えておられます。

全部効率利用に関しましては、機材としてのトラクタ・耕運機・チェーンソー・軽トラックを保有されており、尚且つ臨時雇用人員数として年間述べ140人の労働力並びに事項の常時従事に係わります、年間就農日数250日での経営計画となっておりますので、要件は満たされるものかと見込んでおります。

下限面積については、経営面積として、今回取得予定の面積含め16アールとなり、1アールを超えているため、問題ありません。今回まとまった農地を取得出来れば、新規就農者として事業を展開し、借り入れ地等耕作地・経営規模の拡大を図り、将来的には認定農業者を目指していきたいとの意向です。

地域との調和については、周囲の方と話をし、調和した農業をやっていききたいという事です。

議長 説明が終わりました。番号1農地について推進委員5番、意見を伺います。

推進委員5番 ただいま説明ありましたが許可に全く異存はないと思います。

議長 続いて委員6番、意見を伺います。

農業委員6番 譲渡人は島外に住んでおり、利活用できないため、本件の農地を譲受人に農地として使ってもらいたいとの意向を伺っております。許可に問題ありません。

議長 続いて番号2農地について推進委員2番、意見を伺います。

推進委員3番 この農地に関しまして譲渡人の高齢化に伴って遊休農地化されている状況になっておりますので、年齢が若い譲受人に畑として活用していただくことは、有意義なことかと思われます。許可に異存ありません。

議長 続いて農業委員4番、意見を伺います。

農業委員4番 現地確認に行きまして参りましたところ、現在この農地に通ずる道に関しまして、ホタル水路から向かいますと、重機を活用しないと入れないので大変な労力は必要になってくるかと思われれますが、●●地域農業者の口ベ出荷を手伝ってこられたことは伺っており、その経験を活かされるであろうと見込まれますので問題ないと思います。

議長 他にご意見ございますか。

議長 ご意見なければ議案第1号を許可することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号は許可することに決しました。

議長 続いて、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権賃借)」を上程いたします。

事務局説明願います。

主査 議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権賃借)、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

平成29年4月25日

八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

- ・ 番号1農地・農地の所在、大字番地●●●・登記、山林・現況、畑
- ・ 農振区分、農用内・面積、7,444 m<sup>2</sup>
- ・ 合計筆数は1筆となりで7,444 m<sup>2</sup>になります。
- ・ 内容、更新
- ・ 利用権を設定する者、名前●●●●
- ・ 利用権設定を受ける者、名前●●●●
- ・ 利用目的、アジガ畑
- ・ 期間、平成29年5月1日からの5年間
- ・ 年間賃借料、無償

- ・ 番号2農地・農地の所在、大字番地●●●・登記、畑・現況、畑
- ・ 農振区分、農用内・面積、686 m<sup>2</sup>
- ・ 合計筆数は1筆となりで686 m<sup>2</sup>になります。
- ・ 内容、新規
- ・ 利用権を設定する者、名前●●●●
- ・ 利用権設定を受ける者、名前●●●●
- ・ 利用目的、観葉鉢物畑
- ・ 期間、平成29年5月1日からの10年間
- ・ 年間賃借料、無償

続いて農地の場所を説明します。

番号1農地につきましては

2ページ目に縮小図3ページの位置図をご確認ください。

【番号1申請地説明】

番号2農地につきましては

4ページ目に縮小図5ページの位置図をご確認ください。

【番号2申請地説明】

3ページに農地図がございますので確認ください。

最後に確認事項ですが、今回利用権設定を受ける方、両名ともに認定農業者ですので、全部効率利用、常時従事については問題ありません。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。推進委員4番、意見を伺います。

推進委員4番 この場所は以前利用権設定を受ける方が、農地として利用されている場所でもありますので問題ないと思います。

議長 続いて農業委員8番、意見を伺います。

農業委員 8 番 この農地は何十年か前に開発した農地となりますが、フリージア、ロベレニー、アシタバと耕作が続きはしたものの、暫く休耕が続き竹藪になってしまいましたところを再度アシタバ農場として利用したいと、利用権設定を受ける方が一生懸命耕作されている様子を伺ってまいりましたので、引き続き利用権設定することに異存ありません。

議長 続いて番号 2 農地について、推進委員 6 番、意見を伺います。

推進委員 6 番 利用権設定を受ける方は就農従事に頑張っておられる様子を伺っております。対象農地は現在、ロベも大きく、竹藪になってしまっておりますが、開墾して農地として有効利用されるものと思われるので 問題ないと思います。

議長 続いて番号 2 農地について委員 1 番、意見を伺います。

農業委員 1 番 利用権設定される方と利用権設定を受ける方は親族関係にあたる模様です。対象農地には現在ホンコンが植えられており、随時鉢物用に切り出しを行っていく意向があるようです。開墾しても竹の繁殖が激しい土地ではあるようですが、利用権設定を受ける方の鉢物の栽培技術は非常にすばらしく、その技術を以って農地として有効利用されるものと見込めますので問題ないと思います。

議長 他にご意見ございますか。

議長 ご意見なければ議案第 2 号を承認することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号、については承認と決しました。

議長 続いて、議案第 3 号「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 議案第 3 号、平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、上記議案を提出する。

平成 29 年 4 月 25 日、八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

別紙のとおり、本件については、農林水産省経営局長からの通達により、農業委員会の適正な事務実施を行うことを目的として、毎年、活動計画を定め、その点検評価を行うこととしているために提出いたします。

前回総会、協議第 1 号にて平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についての案を決定いたしました。この案を、町ホームページに掲載し 4 月 3 日から 17 日まで、住民の意見と要望の募集を行

いましたが、意見と要望はありませんでしたので、修正をせずに、別紙のとおりに決定でよろしいでしょうか。

また、農業委員会等に関する法律の第37条（情報の公表）にて、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。とあり、農林水産省経営局通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」より、活動の点検・評価及び活動計画については、市町村のホームページ等で5月31日までに公表することが適当となっておりますので、5月1日から、この平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画を、町ホームページにて公表します。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見等ございますか。

議長 ご意見なければ議案第3号を決定することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については決定といたします。

主査 議案第4号、平成29年度八丈町農業委員会活動目標について、上記議案を提出する平成29年4月25日、八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝  
別紙のとおり、本件については、平成29年度八丈町農業委員会の活動目標とするために提出いたします。

次の1ページの平成29年度八丈町農業委員会活動目標（案）をご覧ください。

4月1日の臨時総会にて担当委員を設置していただく時に、一度目標案を提示しておりますが、もう一度説明させていただきます。

平成27年8月28日に農業委員会法の一部改正が可決・成立し、制度発足以来の大改正となる新たな農業委員会制度が前年度よりスタートいたしました。

この新たな制度は、公選制や建議の廃止、農地利用最適化推進委員の設置が義務づけられたものの、農地利用の最適化に重点を置き、その実現のために、農業委員会の新たな役割として関係行政機関等へ意見の提出を行い、関係行政機関はその意見を考慮することが規定されたほか、これまでの活動を引き続き推進する内容となっております。

これらを踏まえ、本年度の活動目標については、5ページの2月に実施された農業者大会で決議された内容より、2ページから4ページの平成29年度農業委員会活動推進要領から、農地の利用促進と担い手支援の2つを柱として昨年度に引き続き、作成しております。

平成29年度八丈町農業委員会活動目標（案）

重点目標1、農地パトロールを積極的に実施し、農地の利用促進を図る。

具体的な内容については、①農地パトロールの積極的な実施、②農地流動化の促進、主担当



委員は農地流動化担当になります。

続いて重点目標 2、共撰共販体制の確立。具体的な内容については、①現状の共撰共販体制の利点・問題点の確認、解決案の提言、②農協へ共撰共販体制改善への提案、③共撰共販のPR、主担当委員は共撰担当になります。

重点目標 3、担い手確保にむけて、指導等に積極的に協力する。具体的な内容については、①八丈町農業担い手育成研修センターへの協力、②担い手との情報交換、③就農希望者の積極的な受入れ、主担当委員は担い手担当になります。

重点目標 4、農業委員会組織として、的確な情報収集と把握及び整理を行う。具体的な内容については、①座談会の開催及び内容等の検討、②意向調査回答の意向（意見）の収集分析、③関係行政機関等に対する意見の提出 を挙げておりますが、意向調査回答の意向（意見）の収集分析については、農業委員会委員の皆さま、及び当事務局一丸となって遊休農地の意向調査を行ってまいりましたわけですが、その回答がある程度の数量戻ってきつつございます。返信なされた回答書の中には、売買や無償貸与などの記載もありますので、事務局といたしましてはその売買や無償貸与の意向も記録として残しておきたいと考えております。つきましては、集約した情報が意向調査のみならず、情報の利活用をできるよう座談会担当委員を主として分析いただければと考え、目標にあげさせていただきました。③関係行政機関等に対する意見の提出、主担当委員は座談会担当になります。

重点目標 5、農業・農地の諸制度および情勢等の的確な情報提供・発信を行う。具体的な内容については、①農業委員会だよりの編集、②農業委員会ホームページの編集、主担当委員は農業委員会だよりの編集担当になります。

②農業委員会ホームページの編集におきましては、新制度により総会議事録等のインターネットを利用しての公表が義務づけられている事、農地利用最適化推進委員の新設により役割、活動等の情報提供が求められている事から農業委員会のホームページを作成し情報提供を行っていくことを目標案にあげさせていただきました。

重点目標 6、新品種の産地化にむけて、情報収集と各農家への情報提供に努める。具体的な内容については、①先進地視察を実施し、各農家へ情報提供する、②新種苗の研究を各機関に要請・協力する、主担当委員は視察担当になります。

資料 2 ページからの推進要領の活動部分と合せて、重点目標番号に色を付けておりますので合わせて確認願います。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見等ございますか。

議長 ご意見なければ議案第4号を決定することにご異議ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第4号、については決定いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

1 番委員 \_\_\_\_\_

2 番委員 \_\_\_\_\_

八丈町農業委員会会長 \_\_\_\_\_

<事務局口上議案読み上げからの続き・申請地説明:許可要件説明>

続いて申請地の説明に移ります。番号1は資料の2ページの位置図をご覧ください。

番号1農地は、まずおおよその位置といたしまして、ノボリユウ峠付近となります。末吉方面から説明させていただきますと都道八丈循環線に面します一番の集落末端の民家からノボリユウ峠方面へ約340m進んだ地点で、図面上でも車が入れる道ではないことが見受けられると思われませんが、三原山側への幅1m程度の山道に入り、73メートル昇った地点の分岐路を左折して一段高い、18メートル進んだ地点の右側に申請地は位置しております。

右ページの \_\_\_\_\_ ページに農地図がございますので確認ください。

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。平成29年4月25日提出八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1農地の所在、末吉2134番、登記畑、現況畑、農振区分農振外、面積757.00平方メートル、合計筆数は合計筆数1筆となり合計面積は757.00平方メートルとなります。譲渡人オキヤマ キミヒコは相続した畑において自身が会社員として耕作できない状況の為、農地を譲受人に売り渡す。譲受人ナガトロ サブロウは譲

受人は申請地を購入し、農地として有効利用する。作付予定作物は、ロベレニーの耕作を計画されておられます。

番号2農地の所在大賀郷 2209 番2登記畑現況畑農振区分農用内面積 1078 平方メートル、合計筆数1筆となり合計面積は 1,078.00 平方メートルとなります。譲渡人タカギ カオルは譲渡人は島外に住んでおり、自身で、耕作できない為、農地を譲受人に売り渡す。譲受人

キクチ マサナオは譲受人は申請地を購入し、新規就農者として有効利用する。作付予定作物は、ロベレニー の耕作を計画されておられます

番号3農地の所在三根 2076 番登記畑現況畑農振区分農振外面積 1,600.00 平方メートル合計筆数1筆となり合計面積は 1,600.00 平方メートルとなります。譲渡人カナガワ ユタカは譲渡人は高齢により、経営規模を縮小するため農地を譲受人に売り渡す。譲受人コウ ハルカは譲受人は申請地を購入し、新規就農者として有効利用する。作付予定作物は、ロベレニー の耕作を計画されておられます

続きまして、申請地の説明に移ってまいります。…

番号2は資料の3ページの位置図をご覧ください。

番号2農地は、都道八丈循環線より横間海岸行き道路に入り、約140m進んだところの、分岐点を山側の横間ヶ原農道に入り、道なりに南へ約610メートル進んだ道路沿いの右側に位置しております。

右ページの ページに農地図がございますので確認ください。

番号3は資料の4ページの位置図をご覧ください。

番号3農地は、旧町役場から捉えますと都道神湊八重根港線を通してストレチア薬局手前、矢崎地区方面へ向かう町道へ右折し、670メートル進みますと親水公園の環状道としての分岐路がありますので、右折して約140m進んだところの左手にアズマヤが位置する、対面の1段高い位置する区画が番号3農地となります。

右ページの ページに農地図がございますので確認ください。

最後に許可要件について説明します。

番号2の譲受人キクチマサナオさんについては、従前他の職種にてご活躍されておられた方ですが、体調を崩され、その事業を引退し、今後は妻と2人農業に職種を切り替え、生計を立てていきたいとのことで、新規就農者としての就農計画を伺っております。

全部効率利用に関しましては、作付予定作物のロベレニーを共撰にて出荷する方向で考えており、農業経営のノウハウも先輩農家の方々から学び、全部効率利用を図っていききたいとの意向です。また効率利用に係わってくる常時従事の要件につきましては夫婦ともに年間就農日数200日での計画となっております。

下限面積については、経営面積として今回取得予定の面積含め12.5アールとなり、1アールを超えている

ため問題ありません。今回まとまった農地を取得出来れば、新規就農者として事業の展開、尚且つ夫婦で無理の無い経営拡大をしていきたいとの意向です。

地域との調和については、周囲の方と話をし、調和した農業をやっていききたいということです。

番号3の譲受人コウハルカさんについては、これまで三根農業者のロベ出荷を手伝ってこられ、培ってこられたノウハウにて本格的な農業経営に乗り出したいとの意向があり、今回まとまった農地の取得を考えておられます。

全部効率利用に関しましては、機材としてのトラクタ・耕運機・チェーンソー・軽トラックを保有されており、尚且つ臨時雇用人員数として年間述べ140人の労働力並びに事項の常時従事に係ります、年間就農日数250日での経営計画となっておりますので、要件は満たされるものかと見込んでおります。

下限面積については、経営面積として、今回取得予定の面積含め16アールとなり、1アールを超えているため、問題ありません。今回まとまった農地を取得出来れば、新規就農者として事業を展開し、借り入れ地等耕作地・経営規模の拡大を図り、将来的には認定農業者を目指していききたいとの意向です。

地域との調和については、周囲の方と話をし、調和した農業をやっていききたいということです。

説明は以上です。

<議案第2号事務局口上議案読み上げからの続き・申請地説明:許可要件説明>

2ページの位置図をご覧ください

番号1農地は、まずおおよその位置といたしまして、ノボリユウ峠道下に位置しております。前議案同様に末吉方面から説明させていただきますと都道八丈循環線に面します一番の集落末端の民家からノボリョウ峠方面へ約1720m進んだカーブ地点にございます下り道を右折し、舗装路面を道なりに310m下ってまいりますと右手に切り開かれた未舗装進入路がありますので、右折し90m進んだところに開拓されたこの農地が存在します。

右ページの 1ページに農地図がございますので確認ください。

番号2農地は、まずおおよその位置といたしまして、檜立からの三原山登山入口となりますひとつ橋の手前三叉路に面しております。都道から説明させていただきますと

バス停伊勢崎商店前より都道八丈循環線中之郷方面へ230m進み左手に町営住宅に近い町道がございますのでそこを左折し、170mほど道なりに上った所で右折、150mほどさらに道なりに上っていきますと檜立の墓地の三叉路にあたりますので、右折しさらに道なりに290メートル進みますとひとつ橋手前の三叉路があり、その三叉路北側に面している農地となります。

最後に所有権移転を受ける方につきましては兩名共に、認定農業者となっておりますので、全部効率利用、常時従事については問題ないかと見込まれます。

説明は以上です。

### 議案第3号

議案第3号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、上記議案を提出する

平成29年4月25日、八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

別紙のとおり、本件については、農林水産省経営局長からの通達により、農業委員会の適正な事務実施を行うことを目的として、毎年、活動計画を定め、その点検評価を行うこととしているために提出する。

前回総会、協議第1号にて平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についての案を決定いたしました。

この案を、町ホームページに掲載し4月3日から17日まで、住民の意見と要望の募集を行いました。意見と要望はありませんでしたので、修正をせずに、別紙のとおり決定でよろしいでしょうか。

また、農業委員会等に関する法律の第37条（情報の公表）にて、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。とあり、農林水産省経営局通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」より、活動の点検・評価及び活動計画については、市町村のホームページ等で5月31日までに公表することが適当となっておりますので、5月1日から、この平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画を、町ホームページにて公表します。

説明は以上です。

### 議案第4号

議案第4号、平成29年度八丈町農業委員会活動目標について、上記議案を提出する

平成29年4月25日、八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

別紙のとおり、本件については、平成29年度八丈町農業委員会の活動目標とするために提出する。

次の1ページの平成29年度八丈町農業委員会活動目標（案）をご覧ください。

4月1日の臨時総会にて担当委員を設置していただく時に、一度目標案を提示しておりますが、もう一度説明させていただきます。

平成27年8月28日に農業委員会法の一部改正が可決・成立し、制度発足以来の大改正となる新たな農業委員会制度が前年度よりスタートいたしました。

この新たな制度は、公選制や建議の廃止、農地利用最適化推進委員の設置が義務づけられたものの、農地利用の最適化に重点を置き、その実現のために、農業委員会の新たな役割として関係行政機関等へ意見の提出を行い、関係行政機関はその意見を考慮することが規定されたほか、これまでの活動を引き続き推進する内容となっています。

これらを踏まえ、本年度の活動目標については、5 ページの 2 月に実施された農業者大会で決議された内容より、2 ページから 4 ページの平成 28 年度農業委員会活動推進要領から、農地の利用促進と担い手支援の 2 つを柱として昨年度に引き続き、作成しております。

#### 平成 29 年度八丈町農業委員会活動目標（案）

重点目標 1、農地パトロールを積極的に実施し、農地の利用促進を図る。

具体的な内容については、①農地パトロールの積極的な実施、②農地流動化の促進 主担当委員は農地流動化担当になります。

続いて重点目標 2、共撰共販体制の確立。具体的な内容については、①現状の共撰共販体制の利点・問題点の確認、解決案の提言、②農協へ共撰共販体制改善への提案、③共撰共販の P R、主担当委員は共撰担当になります。

重点目標 3、担い手確保にむけて、指導等に積極的に協力する。具体的な内容については、①八丈町農業担い手育成研修センターへの協力、②担い手との情報交換、③就農希望者の積極的な受入れ、主担当委員は担い手担当になります。

重点目標 4、農業委員会組織として、的確な情報収集と把握及び整理を行う。具体的な内容については、①座談会の開催及び内容等の検討、②意向調査回答の意向（意見）の収集分析③関係行政機関等に対する意見の提出 を挙げておりますが、意向調査回答の意向（意見）の収集分析については、農業委員会委員の皆さま、及び当事務局一丸となって遊休農地の意向調査を行ってまいりましたわけですが、その回答がある程度の数量戻ってきつつございます。

返信なされた回答書の中には、売買や無償貸与などの記載もありますので、事務局といたしましてはその売買や無償貸与の意向も記録として残しておきたいと考えております。つきましては、集約した情報が意向調査のみならず、情報の利活用をできるよう座談会担当委員を主として分析いただければと考え、目標にあげさせていただきました。③関係行政機関等に対する意見の提出、主担当委員は座談会担当になります。

重点目標 5、農業・農地の諸制度および情勢等の的確な情報提供・発信を行う。具体的な内容については、①農業委員会だよりの編集、②農業委員会ホームページの編集、主担当委員は農業委員会だより編集担当になります。

②農業委員会ホームページの編集におきましては、新制度により総会議事録等のインターネットを利用しての公表が義務づけられている事、農地利用最適化推進委員の新設により役割、活動等の情報提供が求められている事から農業委員会のホームページを作成し情報提供を行っていくことを目標案にあげさせていただきました。

重点目標 6、新品種の産地化にむけて、情報収集と各農家への情報提供に努める。具体的な内容については、①先進地視察を実施し、各農家へ情報提供する、②新種苗の研究を各機関に要請・協力する、主担当委員は視察担当になります。

資料 2 ページからの推進要領の活動部分と合せて、重点目標番号に色を付けておりますので合わせて確認願います。

説明は以上です